

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十号

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一章の二 公園計画（第一条の二）</p> <p>第二章 公園事業（第一条の三―第十五条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第三章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第三十六条の三―第三十六条の八）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条（略）</p> <p>第一章の二 公園計画</p> <p>第一条の二 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。</p> <p>一 条例第七条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第七条の四第一項又は条例第二十五条の二に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村</p> <p>二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</p> <p>三 提案の理由</p> <p>21 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る広島県立自然公園（以下「自然公園」という。）の利用の状況を記載した書類その他必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>（自然公園における協議会）</p> <p>第一条の三 条例第七条の四第一項に規定する</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 公園事業（第一条―第十五条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条（略）</p>

- 協議会（以下「協議会」という。第十一条、第十三条及び第十五条において同じ。）は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 自然公園の区域をその区域を含む市町
 - 二 条例第七条の四に規定する区域（以下「利用拠点区域」という。）内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
 - 三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
 - 四 その他当該市町が必要と認める者
- 2| 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町に対して、協議会を組織するよう要請することができる。
- 3| 協議会は、条例第七条の四第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、第十一条の規定により、その旨を公表するものとする。
- 4| 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第一項第三号に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、条例第七条の四第一項の規定により協議会を組織する市町に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 5| 前項の規定による申出を受けた市町は、正当な理由がない限り、当該申出に応じるものとする。
- 6| 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 7| 協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 8| 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。
- （公園事業の決定等の提案に係る添付書類）
- 第一条の四 条例第七条の四第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 条例第七条の四第二項の規定による提案（以下この項及び次項において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町
 - ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の

氏名又は名称
ハ 提案の理由

2| 当該公園事業の概要を記載した書面
知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景觀の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（公園事業となる施設の種類）

第二条（略）

一―五（略）

六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機

七 運輸施設（主として自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は策道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）

八―十二（略）

（公園事業の執行の協議又は認可の申請）

第四条（略）

2 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、市町が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書類を除く。

一・二（略）

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真
五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一程度の配置図

六（略）

（公園事業となる施設の種類）

第二条（略）

一―五（略）

六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機

七 運輸施設（主として広島県立自然公園〔以下「自然公園」という。〕の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は策道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）

八―十二（略）

（公園事業の執行の協議の申出又は認可の申請）

第四条（略）

2 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、市町が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十二号に掲げる書類を除く。

一・二（略）

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六（略）

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

八 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

九 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業（以下「宿舎に関する公園事業」という。）であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面

31 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第八条第二項の協議又は同条第三項の認可に關し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他必要な書類の提出を求めることができる。

41 第二項又は前項の規定にかかわらず、当該規定により提出しようとする図面のうち、行為の規模が大きいため、第二項第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、行為に係る施設の規模、構造等に於いて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第五条（略）

一 条例第八条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（ただし、同条第五号に掲げる事項の変更にあつては、宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

二 前条第一項各号に掲げる事項の変更（ただし、同条第一号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十一—十三（略）

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第五条（略）

一 条例第八条第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
三 公園施設の供用期間が通年でない場合に於いては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)

第六条 条例第八条第七項の規定による変更の協議又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

一―五 (略)

2 (略)

3) 知事は、前項に定めるもののほか、条例第八条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他必要な書類の提出を求めることができる。

(承継の協議又は承認の申請)

第八条 条例第十条の三第一項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 (略)

三 公園施設の管理又は経営の方法

四 公園事業を譲渡しようとする年月日

五 公園事業を譲渡しようとする理由

2) 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第四条第二項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができるところを証する書類

五 第二条第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

(公園事業の内容の変更の協議の申出又は認可の申請)

第六条 条例第八条第七項の規定による変更の協議の申出又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

一―五 (略)

2 (略)

(承継の協議の申出又は承認の申請)

第八条 条例第十条の三第一項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下「合併法人等」という。)の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 (略)

四 合併し、又は分割した年月日

五 合併し、又は分割した理由

3| 条例第十条の三第二項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

- 一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 三 公園施設の種類
- 四 合併又は分割した年月日
- 五 合併又は分割した理由

4| (略)

5| 条例第十条の三第三項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一―三 (略)

第十条 (略)

(協議会の公表)

11| 条例第十条の三第三項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 二 協議の対象となる利用拠点区域

2| 第一条の三第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

12| 条例第十条の七第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、別記様式第十七号による申請書を知事に提出しなければならない。

2| 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- 一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
- 二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

3| 条例第八条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公

2| (略)

3| 条例第十条の三第二項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一―三 (略)

第十条 (略)

園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつては、イに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつては、イに掲げる書類のうち第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）

イ 第四条第二項第一号から第四号まで、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる書類

ロ 公園施設を適切に管理又は経営することができるとを証する書類

四 条例第八条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

五 条例第十一條第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十七條第二項第一号及び第二号に掲げる図面

六 条例第二十一條第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第十七條第二項第一号及び第二号に掲げる図面

31 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十條の七第四項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が条例第十條の七第四項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第十三條 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

21 条例第十條の七第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善計画の名称

二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

四 条例第十一條第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十七條第一項第一号、第四号及び第六号に掲げる事項

五 条例第二十一條第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 その他参考となるべき事項

(自然公園における認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第十四条 条例第十条の七第六項(条例第十条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(自然公園における利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第十五条 条例第十条の八第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- 二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- 三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- 四 第五条各号に掲げる変更
- 五 計画期間の変更
- 六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第十条の七第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(特別地域内における行為の許可申請書)
第十七条 (略)

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。
 - 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
 - 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真
 - 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
 - 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面
- 3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十一条第三項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 6 (略)

(特別地域内の行為の許可基準)
第十八条 (略)
2・3 (略)

(特別地域内における行為の許可申請書)
第十七条 (略)

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。
 - 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
 - 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
 - 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

3 5 (略)
2・3 (略)
(特別地域内の行為の許可基準)
第十八条 (略)

4

一―五 (略)

六 総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第六項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。第三十三条第一号において同じ。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

(略)

七―十一 (略)

10 5 9 (略)

一 (略)

二 申請に係る場所が、条例第十一條第三項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

三―十一 (略)

11 条例第十一條第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第二号、第八号及び第十号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

12 (略)

一・二 (略)

三 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。
ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。
ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

19 13 18 (略)

一 (略)

イ―ハ (略)
ニ 光源を用いる広告物等にあつては、(1)

4

一―五 (略)

六 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第六項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

(略)

七―十一 (略)

10 5 9 (略)

一 (略)

二 申請に係る場所が、条例第十一條第三項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

三―十一 (略)

11 条例第十一條第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

12 (略)

一・二 (略)

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。
ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。
ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

19 13 18 (略)

一 (略)

イ―ハ (略)
ニ 光源を用いる広告物等にあつては、光

から(3)までに適合するものであること。

- (1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
- (2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
- (3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ (略)

二一五 (略)

20—27 (略)

28—29 (略)

第十九条の二に掲げる行為に係る許可基準

は、次のいずれかとする。

- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
- ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

29・30 (略)

第十九条 (略)

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第十九条の二 条例第十一条第三項第十七号に規定する規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第二十条 条例第十一条第八項第四号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一—三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあつてかつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築又は増築後においてその水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)

五—十一の二 (略)

十一の三 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

源(光源を内蔵するものにあつては、表示面)が白色系のものであること。

ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

二一五 (略)

20—27 (略)

28—29 (略)

29・30 (略)

第十九条 (略)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第二十条 条例第十一条第三号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一—三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

五—十一の二 (略)

十一の三 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十一の四―十一の六 (略)

十一の七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもの限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る。)すること。

十一の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)。十一の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

十一の十一 支持物から他の支持物を經ずるに需要場所の引込口に至る電線等及び引込みに要する設備を設置すること。

十一の十二 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除又は自然公園の保安の目的で、カメラを設置すること。

十一の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。)を設置すること。

十一の十五 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するため柵又は当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物

十一の四―十一の六 (略)

十一の七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

十一の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

十一の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十一の十 支持物から他の支持物を經ずるに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十一の十一 広島県野生生物の種の保護に関する条例(平成六年広島県条例第一号)第二十八条第一項に規定する認定保護管理事業等(以下この条において「認定保護管理事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

十一の十二 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

(高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。

十二 (略)

十三 自家用のために木竹(条例第十一条第三項第十号の知事が指定する植物(以下「採取等規制植物」という。)であるものを除く。)を択伐(塊状択伐を除く。)すること。

十三の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが五十センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。

十三の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが三メートル以内のものに限る。)を伐採すること。

十四・十五 (略)

十六 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

十六の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

十六の三 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

十七 (略)

十七の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

十七の二の二 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

十七の三 (略)

十七の四 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。

十七の五―十七の十二 (略)

十七の十三 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十四 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十二 (略)

十三 自家用のために木竹を択伐(塊状択伐を除く。)すること。

十四・十五 (略)

十六 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

十七 (略)

十七の二 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

十七の二の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

十七の三 (略)

十七の四 自家用のために木竹を損傷すること。

十七の五―十七の十二 (略)

十七の十三 広島県野生生物の種の保護に関する条例第十二条第一項の規定による知事への届出に係る木竹であつて、同条例第六条第二項に規定する指定野生生物種(以下この条において「指定野生生物種」という。)で同条例第九条第一項に規定する特定野生生物種(以下この条において「特定野生生物種」という。)以外のもの(同条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものを含む。)又は同条例第十四条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、特定野生生物種に係るもの(同条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。

十七の十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指

十七の十五 (略)

十七の十六―十七の十八 (略)

十八―二十五 (略)

二十六 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二 (略)

二十六の二の二 (略)

二十六の三―二十六の十二 (略)

二十六の十三 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

二十六の十四 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十六の十四の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十六の十四の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

二十六の十四の四 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

二十六の十五―二十六の二十 (略)

定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が実施する保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十五 (略)

十七の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十七の十七―十七の十九 (略)

十八―二十五 (略)

二十六 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二 (略)

二十六の二の二 認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等これらを表示すること。

二十六の二の三 (略)

二十六の三―二十六の十二 (略)

二十六の十三 宅地内にある植物で、条例第十一條第三項第十号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

二十六の十四 広島県野生生物の種の保護に関する条例第十二條第一項の規定による知事への届出に係る植物であつて、指定野生生物種で特定野生生物種以外のもの(同条例第三十三條第三項の規定による通知に係るものを含む。)又は同条例第十四條第一項の規定による知事の許可に係る植物であつて、特定野生生物種に係るもの(同条例第三十三條第二項の規定による協議に係るものを含む。)を採取し、又は損傷すること。

二十六の十四の二 認定保護管理事業等の実施のために条例第十一條第三項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

二十六の十五―二十六の二十 (略)

二十六の二十の二 認定保護管理事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、

二十六の二十一 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の二十一 広島県野生生物の種の保護に関する条例第十二条第一項の規定による知事への届出に係る動物であつて、指定野生生物種で特定野生生物種以外のもの（同条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものを含む。）又は同条例第十四条第一項の規定による知事の許可に係る動物であつて、特定野生生物種に係るもの（同条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の二十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の二十二の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十六の二十三 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が実施する保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の二十三の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の二十四 (略)

二十六の二十五 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

二十六の二十六 (略)

二十六の二十六の二 認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。

二十六の二十六の三 (略)

二十六の二十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十六の二十七の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不

二十六の二十一 (略)

二十六の二十三 (略)

二十六の二十四 (略)

二十六の二十五 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ・ロ (略)

二十六の二十六 (略)

二十七―二十八の十二 (略)

二十八の十三―二十八の二十六 (略)

二十九―三十一 (略)

三十一の二 条例第三十二條第一項に規定する公園管理団体(以下「公園管理団体」という。)が行う条例第三十三條第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

三十一の三 広島県野生生物の種の保護に関する条例(平成六年広島県条例第一号)第十二條第一項の規定による知事への届出に係る行為として、条例第三十一條第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十一の四 広島県野生生物の種の保護に関する条例第二十八條第一項に規定する認定保護管理事業等の実施のために必要な行為として、条例第三十一條第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十一の五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第三十一條第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十一の六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第三十一條第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十一の七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第三十一條第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十一の八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四條の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第三十一條第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十二・三十三 (略)

能にされた特定外来生物の放出等をすること。

二十六の二十八 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの。

イ・ロ (略)

二十六の二十九 (略)

二十七―二十八の十二 (略)

二十八の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

二十八の十四―二十八の二十七 (略)

二十九―三十一 (略)

三十二・三十三 (略)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第二十二条 条例第十二条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

イ 第二十条第六号、第七号、第八号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十一号の四、第十一号の十五、第十五号、第十六号、第十六号の二、第十七号の八、第十七号の十二、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十六号の四、第二十六号の十七、第二十六号の二十一、第二十八号の十九、第二十九号又は第三十一号の二から第三十一号の八までに掲げる行為

ロ (略)

二 二十一 (略)

二十二 県又は市町又は公園管理団体の職員若しくは県又は市町から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。

二十三 (略)

(工作物の基準)

第三十三条 (略)

一 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル

二 一九 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)
第三十四条 条例第二十一条第七項第四号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第二十条第一号から第十一号の十五まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二の二まで、第二十七号、第二十八号又は第三十一号の二から第三十一号の八までに掲げる行為

二 (略)

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。)

四 十四 (略)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第二十二条 条例第十二条第三項第五号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

イ 第二十条第六号、第七号、第八号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十一号の四、第十五号、第十六号、第十七号の二の二、第十七号の八、第十七号の十二から第十七号の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十六号の四、第二十六号の十七、第二十六号の二十一から第二十六号の二十三まで、第二十八号の十三、第二十八号の十九又は第二十九号に掲げる行為

ロ (略)

二 二十一 (略)

二十二 県又は市町の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

二十三 (略)

(工作物の基準)

第三十三条 (略)

一 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル

二 一九 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)
第三十四条 条例第二十一条第七項第三号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第二十条第一号から第十一号の十三まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二の三まで、第二十七号又は第二十八号に掲げる行為

二 (略)

三 十三 (略)

十四 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後に於いて同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以

外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十五―十七 (略)

十五―十七 (略)

十八 前条第一号に掲げる基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)(以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為)

第三十六条 (略)

第三十六条 (略)

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第三十六条の二 条例第二十五条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 野生動物に餌を与えること。
- 二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第三章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第三十六条の三 条例第二十五条の二に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 自然公園の区域をその区域を含む市町
- 二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業(以下「自然体験活動促進事業」という。)を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 三 当該市町の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町が必要と認める者

21 第一条の三第二項から第八項までの規定は、第一項の協議会について準用する。

この場合において、同条第二項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第三項及び第四項中「条例第七條の四第一項」とあるのは「条例第二十五条の二」と、同条第四項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第一項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者

及び第三十六条の三第一項第三号」と読み替えるものとする。

(協議会の公表)

第三十六条の四 第十一条の規定は、前条第二項において準用する第一条の三第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十一条中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第三十六条の五 条例第二十五条の三第一項の規定による認定の申請(以下この条において「認定の申請」という。)をしようとする者は、別記様式第十八号による申請書を、知事に提出しなければならない。

2| 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 条例第十一条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十七条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第二十一条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第十七条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3| 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第二十五条の三第三項の規定による認定に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第三十六条の六 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2| 条例第二十五条の三第二項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進計画の名称

二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

四 条例第十一条第三項の許可を要する自然

体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十七条第一項第一号、第四号及び第六号に掲げる事項

- 五 条例第二十一条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- 七 その他参考となるべき事項

（認定を受けた自然体験活動促進計画の公表

第三十六条の七 条例第二十五条の三第五項（条例第二十五条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第三十六条の八 条例第二十五条の四第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- 二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- 三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- 四 計画期間の変更
- 五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第二十五条の三第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第三十九条（略）

（公園管理団体となることができる法人）

第三十九条の二 条例第三十二条第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に規定する森林組合とする。

（公園管理団体の指定基準）
第四十条（略）

- 一 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第三十三条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他

第三十九条（略）

（公園管理団体の指定基準）
第四十条（略）

- 一 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第三十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他

条例第三十三条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができない人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 条例第三十三条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(身分証明書の様式)

第四十一条 条例第十条の十一第三項、条例第十九条第二項、条例第二十三条第三項、条例第二十五条第三項、条例第二十五条の六第二項又は条例第三十八条第四項の規定により職員の手携する証明書は、別記様式第十九号による。

条例第三十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としないことその他条例第三十三条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(身分証明書の様式)

第四十一条 身分証明書の様式は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第十条の七第二項の身分証明書
別記様式第十七号
- 二 条例第十九条第二項の身分証明書
別記様式第十八号
- 三 条例第二十二条第三項の身分証明書
別記様式第十九号
- 四 条例第二十三条第三項の身分証明書
別記様式第二十号
- 五 条例第二十五条第三項の身分証明書
別記様式第二十一号
- 六 条例第三十八条第四項の身分証明書
別記様式第二十二号

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第17条関係)

特別地域内工作物の新(改, 増)築許可申請書

年 月 日

広島県知事様

住所 〔法人にあつては, 主たる事務所の所
氏名 〔在地及び名称並びに代表者の氏名〕
(略)
(略)

- (備考)
- 1 (略)
- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図, 立面図, 断面図, 構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の修景図
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面(構造図等)
- 2 (略)
- (1)―(5) (略)
- (6) 「関連行為の概要」欄には, 支障木の伐採(樹種, 本数, 面積等), 支障となる動植物の除去, 敷地造成(面積, 切土盛土量等), 残土量とその処理方法, 工所用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお, 必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) (略)
- (8) (略)
- ア―ウ (略)
- エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお, 申請者と担当者が異なる場合は, 担当者の氏名, 役職, 連絡先等を記載すること。
- (9) (略)

改正前

別記様式第1号 (第17条関係)

特別地域内工作物の新(改, 増)築許可申請書

年 月 日

広島県知事様

住所 〔法人にあつては, 主たる事務所の所
氏名 〔在地及び名称並びに代表者の氏名〕 ㊟
(略)
(略)

- (備考)
- 1 (略)
- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図, 立面図, 断面図, 構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の修景図
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- 2 (略)
- (1)―(5) (略)
- (6) 「関連行為の概要」欄には, 支障木の伐採, 支障となる動植物の除去, 敷地造成, 残土処理, 工所用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお, 必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) (略)
- (8) (略)
- ア―ウ (略)
- (9) (略)

様式第2号 (第17条関係)

特別地域内木竹伐採許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 在地及び名称並びに代表者の氏名〕
(略)

(略)		
林 況	(略)	(略)
	林 齢	(略)
	(略)	(略)
施 行	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
方 法	平 均 樹 齢	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		

様式第2号 (第17条関係)

特別地域内木竹伐採許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 在地及び名称並びに代表者の氏名〕 ㊤
(略)

(略)		
林 況	(略)	(略)
	林 令	(略)
	(略)	(略)
施 行	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
方 法	平 均 樹 令	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		

(備考)

1 (略)

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) (略)

2 (略)

- (1)―(5) (略)
- (6) 「関連行為の概要」欄には、策道、林道、貯木場の設置(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) (略)

(8) (略)

ア―ウ (略)

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

- (9) 学術研究その他公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のために行われるもの若しくは第3種特別地域において行われるものであつて森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」の代わりに「行為地及びその付近の状況」を記載すること。また、「施行方法」については、「伐採樹種」、「伐採面積」、「関連行為の概要」及び「伐採跡地の取扱い」の欄を記入することで足りるものとする。

(10) (略)

(備考)

1 (略)

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

- (6) 「関連行為の概要」欄には、策道、林道、貯木場の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) (略)

(8) (略)

ア―ウ (略)

- (9) 森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」の代わりに「行為地及びその付近の状況」を記載すること。また、「施行方法」については、「伐採樹種」、「伐採面積」、「関連行為の概要」及び「伐採跡地の取扱い」の欄を記入することで足りるものとする。

(10) (略)

様式第3号 (第17条関係)

特別地域内木竹の損傷許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 氏名 } 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

(略)

(略)		
施行方法	(略)	(略)
	損傷方法	
	関連行為の概要	
(略)		

(備考)

- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) (略)
- 2 (略)
 - (1)―(4) (略)
 - (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。
 - (6) (略)

ア―エ (略)

オ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
 - (7) (略)

様式第3号 (第17条関係)

特別地域内木竹の損傷許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 氏名 } 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 ㊤

(略)

(略)		
施行方法	(略)	(略)
	損傷方法	
(略)		

(備考)

- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) (略)
- 2 (略)
 - (1)―(4) (略)
 - (5) (略)

ア―エ (略)
 - (6) (略)

様式第4号 (第17条関係)

特別地域内鉱物の掘採(土石の採取)許可申請書	
年 月 日	
広島県知事 様	住所
	氏名
	法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
	(略)
	(略)

(備考)

- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図及び断面図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の修景図
 - (5) (略)
- 2 (略)
 - (1)―(5) (略)
 - (6) 「掘採(採取)量」欄には、容積(立方メートル)及び重量(トン、グラム)により掘採(採取)量を記入すること。
 - (7) (略)
 - (8) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去、ズリ処理等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 - (9) (略)
 - (10) (略)
ア―エ (略)
 - オ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
 - (11) (略)

様式第4号 (第17条関係)

特別地域内鉱物の掘採(土石の採取)許可申請書	
年 月 日	
広島県知事 様	住所
	氏名
	法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
	(略)
	(略)

(備考)

- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の修景図
 - (5) (略)
- 2 (略)
 - (1)―(5) (略)
 - (6) 「掘採(採取)量」欄には、容積(立方メートル)及び重量(トン)により掘採(採取)量を記入すること。
 - (7) (略)
 - (8) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 - (9) (略)
 - (10) (略)
ア―エ (略)
 - (11) (略)

様式第5号 (第17条関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書
年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 在地及び名称並びに代表者の氏名〕
(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
	水位 (水量) の増減の内容
関連行為の概要	
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

(3) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) (略)

ア―ウ (略)

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(8) (略)

様式第5号 (第17条関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書
年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 在地及び名称並びに代表者の氏名〕 ㊤
(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
	水位 (水量) の増減の内容
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)

ア―ウ (略)

(7) (略)

様式第6号 (第17条関係)

特別地域内広告物の設置等許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
表示の内容	
関連行為の概要	
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)

(4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面(構造図等)

2 (略)

(1)―(4) (略)

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去、敷地造成(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) (略)

ア―ウ (略)

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(7) (略)

様式第6号 (第17条関係)

特別地域内広告物の設置等許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 ㊤

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
表示の内容	
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)

(4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 (略)

(1)―(4) (略)

(5) (略)

ア―ウ (略)

(6) (略)

様式第7号 (第17条関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書	
年 月 日	
広島県知事 様	
住所 氏名	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
(略)	
(略)	

- (備考)
- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図及び立面図
 - (4) (略)
 - 2 (略)
 - (1)―(5) (略)
 - (6) (略)
ア―ウ (略)
 - エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
 - (7) (略)

様式第7号 (第17条関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書	
年 月 日	
広島県知事 様	
住所 氏名	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
(略)	
(略)	

- (備考)
- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図
 - (4) (略)
 - 2 (略)
 - (1)―(5) (略)
 - (6) (略)
ア―ウ (略)
 - (7) (略)

様式第8号 (第17条関係)

特別地域内水面の埋立(干拓)許可申請書
年 月 日
広島県知事 様
住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 在地及び名称並びに代表者の氏名〕
(略)
(略)

- (備考)
- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図及び断面図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の修景図
 - (5) (略)
 - 2 (略)
 - (1)―(7) (略)
 - (8) (略)
ア―ウ (略)
エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
 - (9) (略)

様式第8号 (第17条関係)

特別地域内水面の埋立(干拓)許可申請書
年 月 日
広島県知事 様
住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 在地及び名称並びに代表者の氏名〕 ㊦
(略)
(略)

- (備考)
- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の修景図
 - (5) (略)
 - 2 (略)
 - (1)―(7) (略)
 - (8) (略)
ア―ウ (略)
 - (9) (略)

様式第9号 (第17条関係)

特別地域内土地の形状変更許可申請書	
年 月 日	
広島県知事 様	
住所	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
氏名	
	(略)
(略)	

(備考)

1 (略)

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図及び断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の修景図
- (5) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)

ア―ウ (略)

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(7) (略)

様式第9号 (第17条関係)

特別地域内土地の形状変更許可申請書	
年 月 日	
広島県知事 様	
住所	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
氏名	
	(略)
(略)	

(備考)

1 (略)

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の修景図
- (5) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)

ア―ウ (略)

(7) (略)

様式第10号 (第17条関係)

特別地域内高山植物等の採取(損傷)許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

氏名 (略)

(略)	
施行方法	(略)
	採取(損傷)方法
	関連行為の概要
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) 「関連行為の概要」欄には、特別地域(特別保護地区)内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。

(7) (略)

ア―エ (略)

オ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(8) (略)

様式第10号 (第17条関係)

特別地域内高山植物等の採取(損傷)許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) ㊟

氏名 (略)

(略)	
施行方法	(略)
	採取(損傷)方法
	(略)
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)

ア―エ (略)

(7) (略)

様式第11号 (第17条関係)

特別地域内植物の植栽 (は種) 許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

氏名

広島県立自然公園条例第 11 条第 3 項第 11 号の規定により、公園特別地域内における本来の生育地でない植物の植栽又はは種の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
	管 理 方 法
	関 連 行 為 の 概 要
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺 2 万 5, 000 分の 1 程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5, 000 分の 1 程度の概況図及び天然色写真 (カラー写真)

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1, 000 分の 1 程度の平面図

(4) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採 (樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・は種する場合、場所等の詳細を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) (略)

ア―ウ (略)

エ 当該申請に関する連絡先 (電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(8) (略)

様式第11号 (第17条関係)

特別地域内植物の植栽等許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) ㊟

氏名

広島県立自然公園条例第 11 条第 3 項第 11 号の規定により、公園特別地域内における本来の生育地でない植物の植栽等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
	管 理 方 法
	関 連 行 為 の 概 要
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺 2 万 5, 000 分の 1 以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5, 000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1, 000 分の 1 以上の平面図

(4) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)

ア―ウ (略)

(7) (略)

様式第12号 (第17条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書
年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
氏名 (略)

(略)		
施行方法	(略)	(略)
	捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法	
	関連行為の概要	
(略)		

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で捕獲した動物を再度放つ予定となつている場合、時期及び詳細を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) (略)
ア―エ (略)

オ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(8) (略)

様式第12号 (第17条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書
年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) ㊤
氏名 (略)

(略)		
施行方法	(略)	(略)
	捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法	
(略)		

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)
ア―エ (略)

(7) (略)

様式第13号 (第17条関係)

特別地域内動物の放出許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
氏名

(略)

(略)		
施行方法	(略)	(略)
	管 理 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
(略)		

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

(3) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)

ア―ウ (略)

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(7) (略)

様式第13号 (第17条関係)

特別地域内動物の放出許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
氏名

(略)

(略)		
施行方法	(略)	(略)
	管 理 方 法	
(略)		

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)

ア―ウ (略)

(7) (略)

様式第14号 (第17条関係)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
	変更後の色彩
	関連行為の概要
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の立面図及び変更前後の意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)

(4) (略)

2 (略)

(1)-(4) (略)

(5) 「関連行為の概要」欄には、工事中仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) (略)

ア-ウ (略)

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(7) (略)

様式第14号 (第17条関係)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 在地及び名称並びに代表者の氏名〕 ㊟

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
	変更後の色彩
	(略)
(略)	

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の立面図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)

(4) (略)

2 (略)

(1)-(4) (略)

(5) (略)

ア-ウ (略)

(6) (略)

様式第15号 (第17条関係)

特別地域内指定区域内への立入り許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 〔在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)

(備考)

- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
 - (3) (略)
- 2 (略)
 - (1)―(5) (略)
 - (6) (略)
ア―ウ (略)
 - エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
 - (7) (略)

様式第15号 (第17条関係)

特別地域内指定区域内への立入り許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所
氏名 〔在地及び名称並びに代表者の氏名〕 ㊤

(略)

(略)

(備考)

- 1 (略)
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) (略)
- 2 (略)
 - (1)―(5) (略)
 - (6) (略)
ア―ウ (略)
 - (7) (略)

様式第16号 (第17条関係)

特別地域内車馬(動力船, 航空機)の使用(着陸)許可申請書
年 月 日
広島県知事様

住所 氏名 } 法人にあつては, 主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

(略)

(略)

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

(3) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)

ア―ウ (略)

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお,申請者と担当者が異なる場合は,担当者の氏名,役職,連絡先等を記載すること。

(7) (略)

様式第16号 (第17条関係)

特別地域内車馬(動力船, 航空機)の使用(着陸)許可申請書
年 月 日
広島県知事様

住所 氏名 } 法人にあつては, 主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 } ㊤

(略)

(略)

(備考)

1 (略)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) (略)

2 (略)

(1)―(5) (略)

(6) (略)

ア―ウ (略)

(7) (略)

別記様式第十七号から別記様式第十九号までの様式を次のように改める。

様式第17号（第12条関係）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

広島県立自然公園条例第10条の7第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

(備考)

1 添付書類

- (1) 計画区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) 公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合(運輸施設に関する公園事業にあつては、ク、ケに掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、ア、イ、オ、カ、ク、ケに掲げる書類を除く。)、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
 - ア 個人にあつては、住民票の写し
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - エ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
 - オ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - カ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - キ 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
 - ク 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
 - ケ 個人にあつては、直前3年の各事業年度における確定申告書
 - コ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (4) 公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること(公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、(3)のカ、クに掲げる書類を除く。)
 - ア 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
 - ウ (3)のカからケまでに掲げる事項のうち、変更に係る事項
 - エ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (5) 特別地域、特別保護地区若しくは海城公園地区での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
 - ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) その他参考となるべき書類、図面又は写真

2 注意

- (1) 「申請者」には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者については別表に記載すること。
- (2) 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第18号（第36条の4関係）

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

広島県立自然公園条例第25条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

1 添付書類

- (1) 計画区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
なお、地形図には各々の自然体験活動促進事業の実施範囲について図示すること。
- (2) 広島県立自然公園条例第11条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業が計画に記載される場合にあつては、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
 - ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (3) 広島県立自然公園条例第21条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業が計画に記載される場合にあつては、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
 - ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
- (4) その他参考となるべき書類、図面又は写真

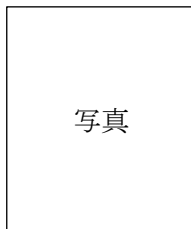
2 注意

- (1) 「申請者」には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者については別表に記載すること。
- (2) 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。


様式第19号 (第41条関係)

第 号
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

所 属
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日



年 月 日交付
年 月 日限り有効

広島県知事 

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる広島県立自然公園条例の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により立入検査等をする職権を有するものです。

広島県立自然公園条例の条項	該当の有無
第10条の12第1項	
第10条の12第2項	
第19条第1項	
第23条第2項	
第25条第2項	
第25条の6第1項	
第38条第1項	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列6とし、中央の点線の所から二つ折りとする。
- 2 該当の有無欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「—」を記載すること。
- 3 裏面には、参照条文を記載することができる。

別記様式第二十号から別記様式第二十二号までの様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。
(行為の許可基準に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の広島県立自然公園法施行規則第十八条の規定は、この規則の施行後にされる広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号) 第十一条第三項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた許可の申請については、なお従前の例による。